

研 究 会 規 約

(平成5年2月22日 第503回理事会議決)

(平成12年2月21日 第543回理事会議決)

(平成14年2月22日 第555回理事会議決)

(総 則)

1. 本会の研究会の設置、運営などについては、本規約の定めるところによる。
(研究会の目的)
2. 研究会は、化学及び応用化学における萌芽的研究・学際的研究及び業際的研究の発展を援助するため、研究交流・情報交換を活性化し、有志研究者の組織化の奨励を目的とする。
(研究会の設置)
3. 研究会の設置申請は、代表者1名(日本化学会個人正会員)と世話人5名以上の連名で、研究会名・設置理由・その他を記した所定の申請書を研究交流部門長あてに提出しなければならない。
4. 研究交流部門長は、この申請書を副部門長と協議のうえ、その採否を決め、運営会議及び理事会に結果を報告する。
5. 研究会の設置申請時期は、新設の場合は前年度の10月末日とする。
6. 上記の申請とは別に、研究交流部門の発議により研究会を設置することができる。
(研究会会員)
7. 研究会会員は、本会会誌等を通じ日本化学会会員から公募しなければならない。ただし、研究会会員は日本化学会会員に限らない。
(研究会の設置期間)
8. 研究会の設置期間は原則として5年間とする。設置後3年を経過した研究会については関係委員会で活動状況を評価し、研究会の存続または廃止を決める。継続が認められた研究会は本会に属する研究会とし、廃止となった研究会は本会の組織とはしない。ただし、関係者による自発的な継続については特に差し支えないものとする。
(研究会の運営)
9. 研究会の年度は、日本化学会会計年度に併せ3月1日から翌年2月末日とする。
10. 研究会の事業計画、予算、運営などは、当該研究会において定める。
11. 研究会は所定の様式により毎年3月末日までに研究交流部門長あて事業報告書を提出しなければならない。
12. 日本化学会は、研究交流部門長・副部門長で協議のうえ、研究会に対し設置後3年に限り別途定められた財政的援助を行うことができる。
(研究会の解散)
13. 研究会の解散は、あらかじめ研究交流部門長に所定用紙にて届出、部門長の承認を得るものとする。